

知っておこう相続のいろはについて（基礎知識編）

1

平成28年2月27日

くがやまライフアシスト

（編集 くがやま行政書士オフィス）

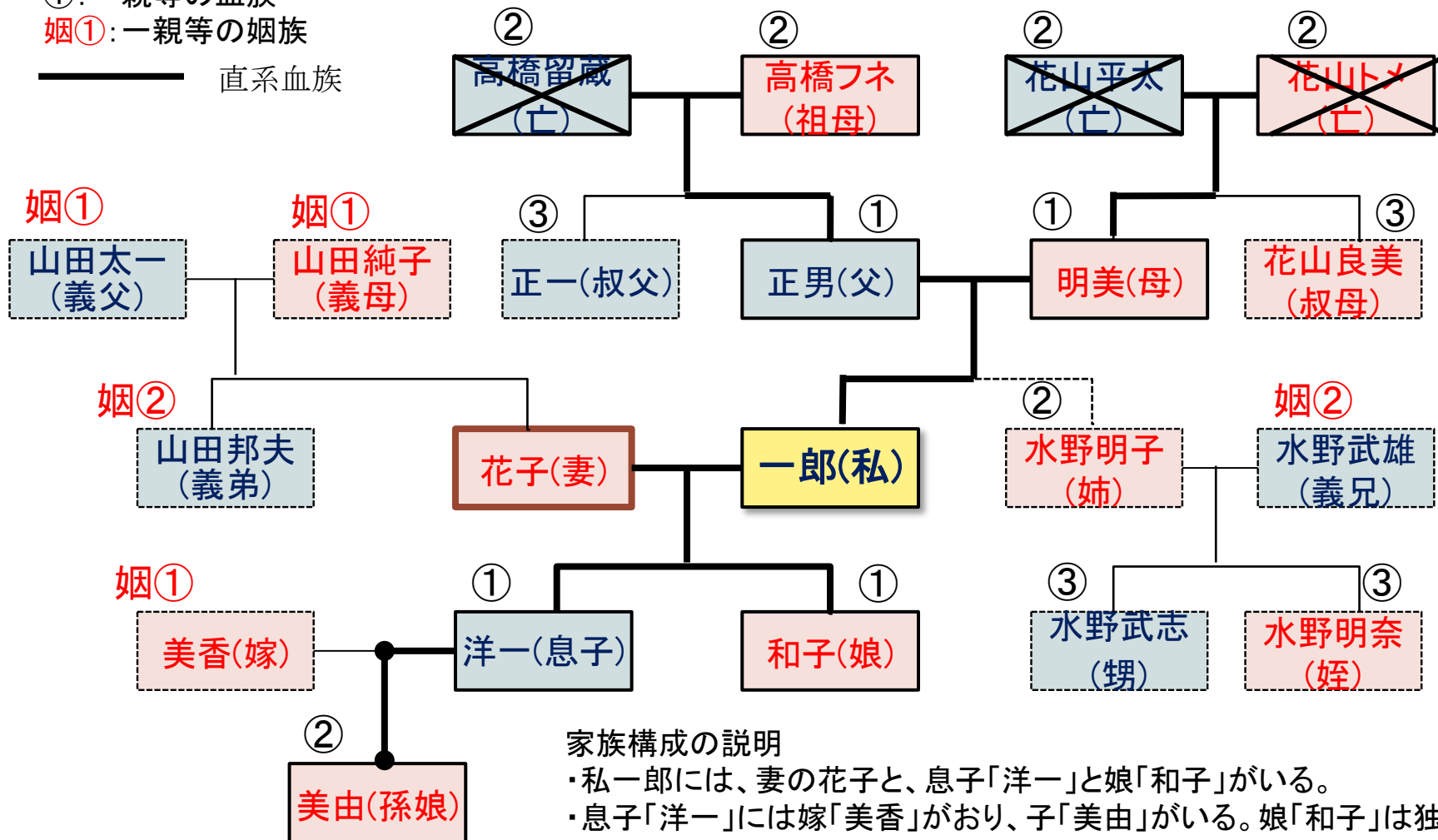
高橋家の家系図(仮想)

一郎を起点とした親等

①: 一親等の血族

姻①: 一親等の姻族

—— 直系血族



家族構成の説明

- ・私一郎には、妻の花子と、息子「洋一」と娘「和子」がいる。
- ・息子「洋一」には嫁「美香」がおり、子「美由」がいる。娘「和子」は独身で同居している。
- ・実家の両親は健在で、祖母フネと同居し、介護している。

親等、姻族、血族って、なんだ？

「○親等の親族」で、よく聞きますよね。親等って何でしょう？そして、番号はどのように数えるのでしょうか？

→前スライドのとおり、自分から一世代離れるごとに1を加算していく。

法律での決まり

1. 親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。(726)
2. 次に掲げるものは親族とする
 - ①6親等内の血族
 - ②配偶者
 - ③3親等内の姻族
3. 縁組による親族関係の発生(727)
→法定血族関係の成立(=相続人になる)
4. 離婚による姻族関係の終了(728)

親等を基準として法律で決められている内容

1. 親族間の助け合い
直系血族及び同居の親族は、互いに助け合わなければならない。(730)
2. 扶養義務者
直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。(877①)
家庭裁判所は、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。(877②)

参考知識

1. 成年後見開始の請求権者(4親等内の親族(7))
2. 近親者間の婚姻の禁止(3親等内傍系血族(735))
3. 遺言証人・立会人の欠格事由(4親等内の親族(974))
4. 健康保険の被扶養者の範囲(被保険者の3親等内の親族)

人が亡くなった場合、死者の財産を誰が受け継ぐの？

死者の財産(遺産)を受け継ぐことのできる人のことを「相続人」と呼びますが、相続人になれる人は法律で決まっているよ。これらの者は法定相続人といわれ、財産を受け継ぐ。

相続の順位	常に相続人	相続人の順位
1	配偶者	子
2		親(直系尊属)
3		兄弟姉妹



1. 配偶者は常に相続人となる。つまり常に順位1番。(890)
2. それ以外の遺族に関しては、順位1番が子、2番親、3番兄弟姉妹となる。(887,889)
3. 子が相続人となる場合は、順位2番以下の親、兄弟姉妹は相続人とならない。

ほかに、上記以外の者が相続人として加わる場合があるよ。(スライド6のとおり)

逆に、相続人にならないケースもあるよ。

例：相続人の欠格者(891)、家庭裁判所への申立てにより→推定相続人の廃除(892)、相続の放棄(939)

内縁の妻は相続人になるかな？

残念ながら、相続人となりません。→籍に入れる(法律婚主義)か、遺言で贈与するなどに対応するしかない。
なお、社会保険・労働保険では、健康保険(被扶養者)、年金(遺族年金)、労災(遺族補償年金)などのように、事実上婚姻関係と同様の事情にある者でも法律婚と同様な取り扱いがなされている例が多くみられる。

例題. 高橋家で、祖母フネさんが亡くなった場合の相続人は誰でしょう？

相続人の順位	常に相続人	相続人の順位
1	配偶者(亡留蔵)	子
2		親(直系尊属)
3		兄弟姉妹

判定プロセス

ステップ1. 相続順位一位の配偶者は？ 高橋留蔵は既に亡くなっている。

ステップ2. 相続順位1位の子はいるか？ 「正一」と「正男」が生存しており、この2人が相続人となる。

第1順位者が生存している限り、後順位の親・兄弟姉妹は相続人とならないから。

実際の相続人の確定作業

祖母フネさんの出生から死亡までの戸籍謄本、及び正一と正男の現在の戸籍謄本などを取り寄せ、これを基に確定作業が行われる。これは、フネさんに関しては、相続人に影響を与えるような認知や養子縁組などの事実が無かったか、正一と正男に関しては、現在も生存しているかなどの確認のためである。

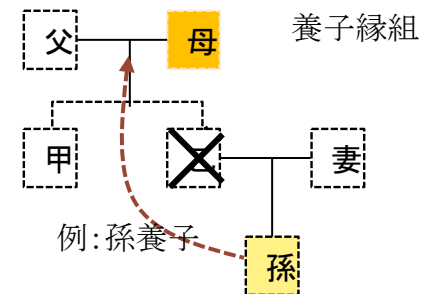
法定相続人以外の者が相続人として加わる場合があるよ。

1. 養子をとった場合の養子(法定血族関係に入る)

→養子も相続人となります。(887②)

(養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する(809))

※なお、養子は、実親の相続権も保持する。



2. 認知された者(779) 遺言による認知の場合は死後に確定する

3. 相続開始以前に相続人となるべき者が既に亡くなっていたが、その者に子がいた。

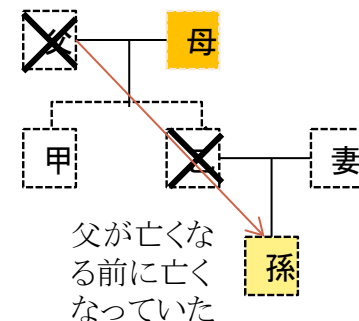
→その子(孫)が相続します。(887②) (代襲相続という)

→相続人となるべきものが相続欠格又は廃除された場合も同様(887②)

代襲相続

4. 相続の当時、胎児

→既に生まれたものとみなします。(886①) 死後、出生により確定的になる。



5. 遺言で包括的に贈与を受けた者 死後に確定する

→相続人と同一の権利義務を有します。(990)(包括受遺者)

遺産分割協議にも加わる。

6. 先順位者の相続放棄により繰り上がった次順位者 死後に確定する

えっ? じゃあ、死亡時点(相続開始時点)で相続人は誰か確定しないの?

相続人になるべき者に、以下の事情があった場合には、相続人にならないよ

1. 相続人の欠格者(891) 法律の規定に基づき当然に失権
 - ・殺人(故意犯)
 - ・詐欺・脅迫で遺言書を書かせた ・遺言書の偽造、変造、破棄、隠匿
2. 推定相続人の廃除(892) 生前又は遺言で被相続人の意思で家裁に請求
 - ・虐待、重大な侮辱、著しい非行
3. 相続の放棄(939) 死後、推定相続人の判断で家裁に申述する
→初めから相続人ではなかったとみなす。(代襲相続も発生しない。)
4. 相続の当時、胎児だったが、死んで生まれた。
5. 遺言で他人に財産全てを贈与された場合。(遺留分の無い兄弟姉妹に対して効力)

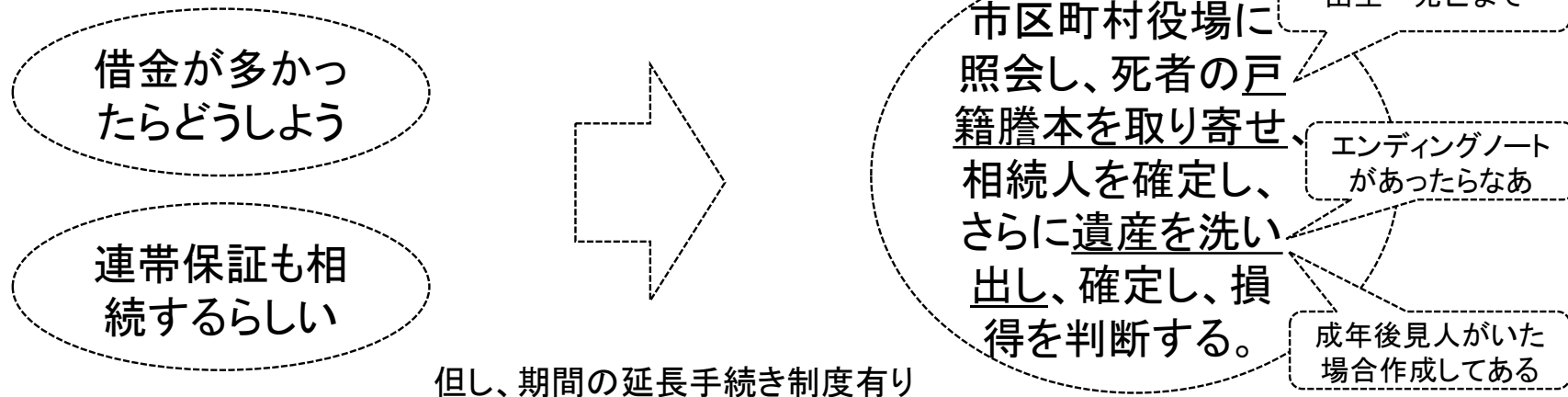
・代襲相続

1. 2. の場合、欠格者・廃除者に子がいる場合は、その者の相続分がその者の子に代襲相続されること。

被相続人が死亡しても、相続人がすぐに確定するとは限らない。
じゃあ、相続人はいつ確定するの？

1. 相続が開始されたとき、相続人には3か月間の熟慮期間がある。(915)
 - ①単純承認すべきか（無限に被相続人の権利義務を受け継ぐ920）
 - ②限定承認すべきか（相続財産の限度で債務を弁済し、受け継ぐ922）
 - ③放棄すべきか（初めから相続人とならなかったものとする939）→つまり、3か月間の熟慮期間中は、確定しないこともあるよ。

悩む。どうしよう。でも、3か月以内に結論を出さなくては



- ・そしてモタモタして、何もせず3か月経過すると→単純承認したとみなされる。(921)
- ・イライラして、相続の一人が、勝手に相続財産を処分すると→その人は、単純承認したとみなされる。

その他のルール

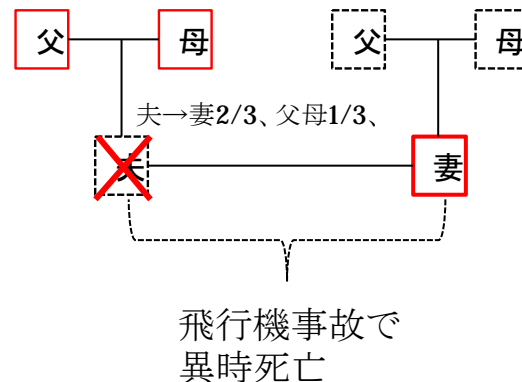
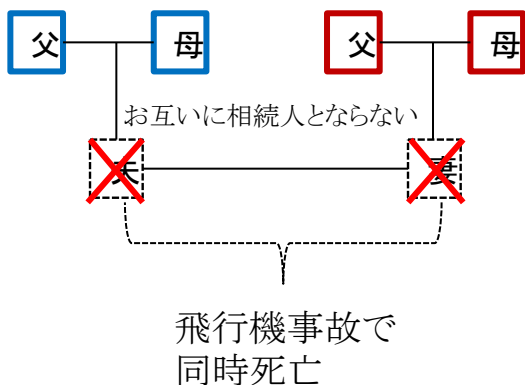
1. 同時死亡の推定

夫婦が飛行機事故等で死亡し、死亡の前後・順番が不明の時(同時死亡の推定)

→どちらの夫婦も一方の相続人にならなかったものとして処理する。(32-2)

例えば、夫が先に死亡した場合には、夫の遺産について妻と夫の父母に相続が発生し、続いて妻の遺産について妻の父母に相続が発生するといった話がややこしくなる場面がある。

新婚旅行で飛行機事故により夫婦が亡くなったケースを連想してみよう。



2. 被相続人が行方不明

→失踪宣告により死亡したものとみなされ、相続が開始される。(31)

遺産の分け前の法定ルール

相続人間の遺産の分け前のことを「相続分」と呼ぶが、相続の形態によりその割合が法律で決まっている。(900)(法定相続分)

相続人の組合せ	配偶者法定相続分	法定相続分
1.配+子	配偶者1/2	子1/2
2.配+親	配偶者2/3	親(直系尊属)1/3
3.配+兄弟姉妹	配偶者3/4	兄弟姉妹1/4



1. 相続人の組合せ毎に上表の割合となる。
2. 子、親、兄弟姉妹が複数人いる場合は、各相続分を当該複数人で均等に分け合う。
例：配偶者と子が相続し、子が2人の場合、割り振られた相続分1/2を均等に分け合う。
すると、子2人の各自の相続分は

$$1/2 \times 1/2 = 1/4$$

でも、相続分が修正されるケースがあるよ。

例：遺言による指定(902)、遺産分割協議(907)、寄与分(904-2)、特別受益(903)

なお、遺言による指定の限界→遺留分(1028,1031)

例題. 高橋家の祖母フネさんが亡くなった場合の正一さんと正男さんの相続分は?

1. フネさんに配偶者(常に相続人)がいるか?
留蔵がいるけど、既に亡くなっている。
2. 子(順位1番)がいるか?
「正一」と「正男」の2人がいる。(第1順位の相続人がいる場合は第2順位以降は、相続人とならないので、考慮する必要はない。)
よって、相続人は「正一」と「正男」の2人だけである。
3. 同順位の相続人が複数いる場合は、相続分を更に人数分で均等割りした1/2が各人の相続分となる。

$$\text{正一} = 1/2, \quad \text{正男} = 1/2$$

相続人の組合せ	配偶者法定相続分	法定相続分
1.配+子	配偶者1/2	子1/2
2.配+親	配偶者2/3	親(直系尊属)1/3
3.配+兄弟姉妹	配偶者3/4	兄弟姉妹1/4

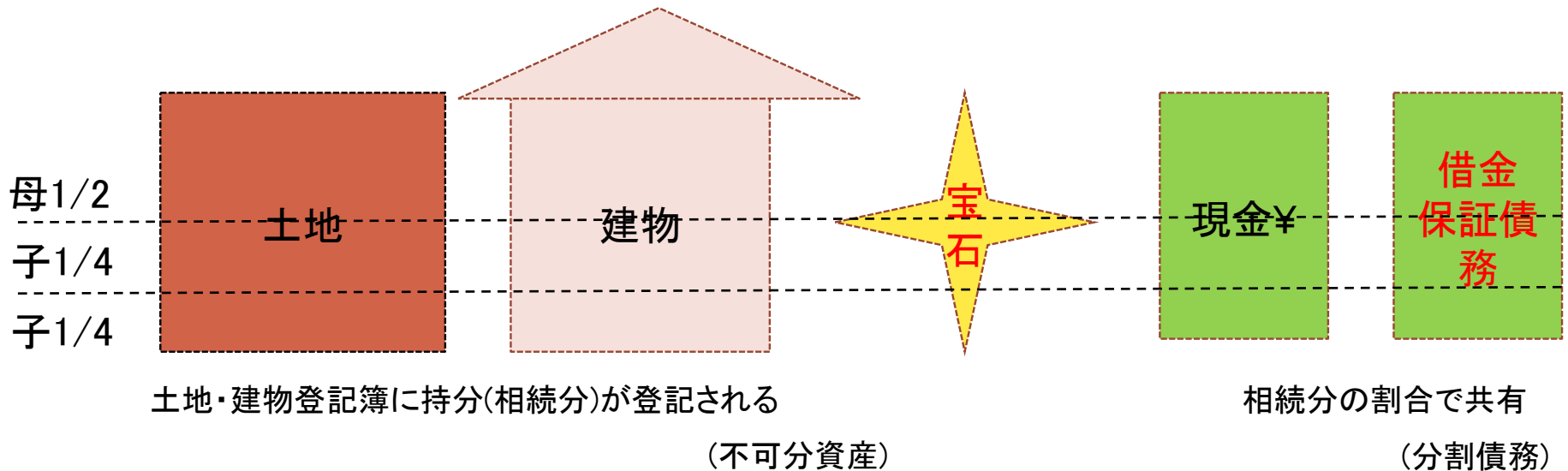
相続財産に対する各相続人の相続分の所有イメージ

各相続財産を相続分に応じた割合で共有する。(898)

遺産が複数ある場合、実際にどの財産を誰が受け継ぐかは相続人全員の話し合い(遺産分割協議)で決める。この場合、遺産分割協議書で書面化するのが一般的である。

遺産分割協議を経ないと、すべての財産が、共有状態となり、誰のものか決まらない状態になる。相続人全員で相続分に応じた権利を有している状態が続く。

母と子2人が法定相続分の割合で各財産を相続し、共有するイメージ(遺産分割前)



相続の対象となる財産とは

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは相続しない。(896)

1. 資産(主なもの)

- ①土地、建物、借家権
- ②有価証券
- ③預貯金
- ④特許権、著作権
- ⑤宝石などの動産
- ⑥その他 ゴルフ会員権

2. 負債(主なもの)

- ①借金
- ②連帯債務
- ③保証債務

3. 対象とならない物(一身専属権)(主なもの)

- ①運転免許証
- ②就労権
- ③扶養を受ける権利

特別受益者:共同相続人中に、被相続人から遺贈や、生前、婚姻・養子縁組のため又は生計の資本として贈与を受けた者(903)

相続対策として生前にできること

基本的には、被相続人は、自身の財産を自由に処分できる。

(生きている間に処分する。)

生前贈与

(生きている間に、自己の考える死後の処分方法を遺族に託す。→死後に効力発生)

遺言書の作成

目的

- ①分けにくい財産の分け方で遺族が取り合いで喧嘩しないよう
- ②めんどろを見てくれた遺族に多く残したい(←寄与分では対処できない場合。)
- ③介護など世話をしてくれたけど、相続権がない親族等(内縁の妻、嫁、お手伝いさん)の労に報いたい
- ④事業を受け継ぐ子がスムーズに事業承継を受け、経営が維持発展できるように
- ⑤子がない、しかも疎遠な兄弟姉妹には渡したくない
- ⑥相続人が高齢介護、認知症、障害者、ニートで、将来が不安
- ⑦相続人の一人に特定の財産を渡したい
- ⑧相続税対策(遺産分割の方法によって納付税額が異なることがある。例「配偶者に対する相続税額の軽減」と「小規模宅地等の特例」)

など

寄与分:被相続人の財産の維持増加に特別に寄与した部分(例:事業への労務提供、財産上の給付、療養看護)(904-2)

遺言でできること

法律では、誰が相続人となるか、遺産の相続人間の相続分は決まっているものの、遺産の評価方法、分割方法までは、決まっておらず、相続人全員の協議に委ねている。まず、遺言によって効果が生じる事項には、どんなものがあるか知っておこう。

自然体(遺言が無い場合)	遺言でできること(例)
相続人の範囲は法律で決まっている	相続人以外の他人に財産を渡せる
遺産の相続割合は法律で決まっている	法定相続分とは異なる相続分の指定可 (但し、遺留分)
遺産の分割方法は、相続人全員の遺産 分割協議に委ねられている※	遺産の分割方法の指定可
	相続人の廃除
	婚外子の認知
	遺産分割の禁止(5年以内)
	祭祀に関する権利の承継
	遺言執行者の指定

※財産の価額は、遺産分割協議を行う時点での時価とします。⇄相続税の課税基準時は相続時が基本。例、路線価(土地)

相続人が誰もいない場合、遺産の行方はどうなる？

相続人の搜索の公告などの手続きを経て、特別縁故者に分与される。(958-3)

被相続人と生計を同じくしていたもの、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があったものの請求によってそれらの者に渡ります。

以上によっても該当する者がいなかった場合、国庫へ(959)

講演者紹介

平成26年1月 行政書士試験合格

平成26年3月 経済官庁勤務の国家公務員定年退職

平成27年4月 行政書士事務所開業

発行:くがやまライフアシスト
(編集:くがやま行政書士オフィス)

行政書士・宅地建物取引士・相続アドバイザー・年金アドバイザー

代表 高橋 潔

東京都杉並区久我山4-2-2

電話/FAX 03-3331-1405

E-mail kuga-officer*mbr.nifty.com

「*」は「@」に置き換わります